

○東京藝術大学那須高原研修施設使用規則

〔昭和57年6月17日〕
制 定

改正 平成21年4月8日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学那須高原研修施設規則第5条第2項の規定に基づき、東京藝術大学那須高原研修施設（以下「研修施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 研修施設を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の役職員
- (3) 音楽学部附属音楽高等学校生徒
- (4) その他、施設長が許可した者

(休業日)

第3条 研修施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日の午後と水曜日
ただし、7月から9月までの間は除く。
- (2) 12月29日から翌年1月3日
- (3) 施設長が別に定める日

(使用申込み)

第4条 研修施設を使用しようとする者は、使用開始日の1か月前までに使用願を学生支援課に提出するものとする。

(使用の許可)

第5条 前条の使用申込みが適当と認めるときは、施設長が使用許可書を交付する。

(使用の変更等)

第6条 使用日時を変更又は取消しをしようとするときは、速やかに届け出るものとする。

許可後には、改めて許可を受けるものとする。

(使用心得)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定める研修施設使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消)

第8条 施設長は、使用者がこの規則等に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取消し又は使用を中止させることができる。

2 前項の規定により、使用者が受けた損害については、本学はその責を一切負わない。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は重大な過失により、施設、設備等をき損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研修施設の使用に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年11月9日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。